五　福祉サービスを提供する者は、訪問診療、訪問看護等の医療系サービスと連携しつつ、小児慢性特定疾病児童等のニーズに合ったサービスの提供に積極的に努めるとともに、国は、医療と福祉が連携した先駆的なサービスについて把握し、普及に努める。

六　国は、疾病児童等の教育の機会を確保するため、疾病児童等に対する学習支援や疾病の自己管理方法の習得のための支援を含め、特別支援教育を引き続き推進する。

七　小児慢性特定疾病児童等の就労及びその継続を支援するため、都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たり、学校教育段階から疾病の自己管理方法の習得のための支援を行うことや、資格取得等により疾病の状態等に合わせて働きやすい仕事に就けるよう、就労支援機関等の協力の下での相談等の機会を通じた雇用情報の提供や職業訓練の実施等に取り組むことが重要である。

八　国は、第四の五の成人後を含む小児慢性特定疾病児童等の就労状況や生活実態の把握に努めるとともに、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を踏まえつつ、適切な就労支援等を含む小児慢性特定疾病児童等自立支援事業と成人に対する各種の自立支援策との連携強化に取り組む。

第八　その他疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進に関する事項

一　国、地方公共団体及び関係団体は、小児慢性特定疾病に対する正しい知識及び疾病児童等に対する必要な配慮等についての国民の理解が広がるよう、啓発活動を行うことが重要である。

二　国及び都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の支給の申請方法、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業や相談支援の窓口の紹介など、小児慢性特定疾病児童等及びその家族をはじめとする関係者が必要とする正確でわかりやすい情報を充実させ、その提供に努める。

三　国及び都道府県等は、小児慢性特定疾病児童手帳の一層の周知を行うことが重要である。また、国は、小児慢性特定疾病児童手帳や医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証をいう。）の取得に係る手続の簡素化等、これらの取得を促進する方策について検討する。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月29日　　国土交通大臣　石井　啓一

種　類	実施時期	地域（図名）	縮尺レベル	摘　要
国土広域情報データベース	平成27年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	〃	〃	〃	

備考　地図の提供開始日　平成27年10月30日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

ただし、国土広域情報データベースは「数値地図（国土基本情報20万）」として提供を行う。

（注１）見島
山口
中津
大分
小串
福岡
熊本
唐津
長崎

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２８４号

盛岡市松尾町１番14号

債務者　川村　ゆか

1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　望月　敦允

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４３１号

兵庫県尼崎市浜田町２丁目70番地

債務者　山下　和人

1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　芦原　健

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１０号

兵庫県西宮市山口町中野474番地14

債務者　太田　徹

1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　峯松　永典

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１１号

兵庫県西宮市鳴尾町５丁目４番17号　Ａ－５

債務者　仲井　淳二

1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　後藤　康仁

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係